

# 千葉県困難な問題を抱える女性 支援調整会議の設置について

令和6年10月31日（木）

千葉県健康福祉部児童家庭課

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要（議員立法）のポイント
- 2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要
- 3 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」関係政省令のポイント
- 4 千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画の概要
- 5 困難な問題を抱える女性への支援事業【令和6年度新規事業】
- 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（概要）
- 7 千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議

# 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要（議員立法）のポイント



## 2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

### 目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い

→ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進

⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

\* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

### 基本理念【第3条】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に  
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康  
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○ 国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○ 関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○ 緊密な連携【第6条】 ① 関係地方公共団体相互間の緊密な連携、② 支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、  
児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援セ  
ンター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計画  
を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護（※）、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

\* 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援

（※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。）

○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

\* 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

**支援調整会議【第15条】** 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う（※構成員の守秘義務・罰則も規定）

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けられることができるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

**費用の支弁等【第20～22条】** 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

**施行期日等【附則】**

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）  
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

### 3 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」関係政省令のポイント

#### 女性相談支援センターに関する政令（令和5年政令第85号）

##### ■女性相談支援センターの所長の要件

- ・所長は、所長の職務を行うに必要な専門的な知識経験及び女性の人権に関する識見を有するものの中から任用しなければならない

##### ■女性相談支援センターの職員要件

- ・相談をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有する者の中から任用しなければならない
- ・医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助をつかさどる職員は、以下から任用するように努めなければならない
  - ①医師であって、精神衛生に関して学識経験を有するもの
  - ②大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者
  - ③①②に掲げる者に準ずる者

##### ■女性相談支援センターの運営に関し、国が負担する費用の範囲等

#### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（省令）（令和5年厚生労働省令第37号）

##### ■女性相談支援センターにおいて一時保護ができる場合の要件

- ①緊急に保護することが必要と認められる場合（法律）
- ②配偶者や親族等からの暴力から保護することが必要な場合
- ③ストーカー被害からの保護が必要な場合
- ④人身取引等からの保護が必要な場合
- ⑤住居がない又は何等かの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがある場合
- ⑥心身の健康の確保のために保護が必要な場合
- ⑦その他、保護しなければ生命または心身の安全が確保されないおそれがある場合

#### 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（省令）（令和5年厚生労働省令第36号）

##### ■女性自立支援施設の設備・運営に関し、以下のような基準を定めるもの

- ・非常災害計画、BCP等の策定の義務付け
- ・職員配置基準（施設長、自立支援職員、栄養士又は調理師、看護師又は心理療法担当職員等）
- ・設備基準、居室面積基準（一人当たり9.9㎡以上〔←現行4.95㎡〕）、居室定員（原則個室〔←現行4人以内〕）、食事、保健衛生等
- ・帳簿管理、職員の秘密保持義務等

※居室面積・定員に係る改正については、基準変更時の一般的経過措置（施行前に存する施設は改築まで従前の基準によることができる）を設ける

## 4 千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画の概要

### 第1章 基本的な考え方

#### 1 策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立した。

本計画は、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものである。

#### 2 計画の位置付け

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づき策定

#### 3 計画の期間

令和6年度から令和8年度

#### (1) 困難な問題を抱える若年女性への支援体制づくり

- ・様々な困難な問題を抱える若年女性は、心や身体等を傷つけられたことや、過去の生活体験等により他者を信頼できず、自ら助けを求めにくく、潜在化し支援対象として把握できない場合がある。
- ・それぞれの状況に合わせ適切な支援を活用できる体制づくりが必要である。

#### (2) 一時保護における女性への対応の検討

- ・一時保護を実施している女性サポートセンター等への入所をためらうケースがあるので、支援対象者の個々の状況や要望を判断した上で、柔軟な対応が必要である。

#### (3) 関係機関・団体等の情報共有等の体制づくり

- ・民間支援団体と他の関係機関・団体等との連携が不十分であるので、それぞれの機能や役割を正しく理解し、情報共有し、支援対象者に寄り添った適切な支援を提供できる体制づくりが必要である。

#### (4) 支援に関わる人材の育成・資質向上

- ・専門知識をもつ人材の確保・育成が難しい等、支援に関わる民間支援団体職員や女性相談支援員等を対象とした研修を充実させ、人材の育成・資質向上を図る必要がある。

#### (5) 女性自立支援施設の活用

- ・幅広く女性自立支援に対応するため体制を整備する必要がある。

#### (6) 外国籍の女性からの相談への対応

- ・外国籍の女性は言葉の違いや生育歴等が影響し、困難な状況におかれているという自覚に乏しく支援につながりにくい傾向があるので、適切な支援をするための体制が必要である。

#### (7) 女性相談支援員の配置と定着

- ・支援の継続性の確保等のため、女性相談支援員について適切な処遇を行い、人材の確保に努める必要がある。

## 第2章 施策の内容

(1)アウトリーチ等による早期の把握	* 繁華街の夜間巡回により把握した女性への適切な相談 機関への「つなぎ」
(2)居場所の確保	* 同じ境遇にある女性等との交流、自身の悩みを相談できる場所の提供
(3)相談支援	* SNS等を活用した相談・面談体制の整備
(4)一時保護	* 多様なケースに応じた一時保護・一時保護委託の活用
(5)被害回復支援	* 個々の状況に応じた専門相談の推進、関係機関との連携
(6)同伴児童への支援	* 保育・教育体制・心理的ケアの充実
(7)自立支援	* 就労、住宅確保、生活等の支援
(8)困難な問題を抱える女性支援を行う人材の育成・資質向上	* 職務関係者等研修の開催
(9)教育・啓発	* 相談及び面談の広報、人権啓発

### 支援体制

- 支援に関わる関係機関の役割・・・県・市町村・女性相談支援センター等の役割の明確化
- 三機関の連携体制・・・女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の連携強化
- 民間支援団体との連携体制・・・行政機関と民間支援団体それぞれの強みを生かした相互連携の強化
- 関係機関との連携体制・・・中核地域生活支援センター等との連携強化
- 配偶者暴力防止法に基づく施策との連携・・・配偶者暴力被害者特有の事情を踏まえた対応
- 支援調整会議・・・困難な問題を抱える女性への早期の円滑かつ適切な支援についての協議会を設置
- 教育・啓発・・・相談できる窓口等の積極的な周知
- 人材育成の強化・・・女性支援に係る職員の専門的知識の習得、資質の向上
- 女性相談支援員の配置と定着の促進・・・市町村への女性相談支援員の配置と定着についての働きかけ

## 第3章 基本目標

- |                |          |
|----------------|----------|
| 1 協働する民間支援団体数  | } 増加を目指す |
| 2 基本計画策定市町村数   |          |
| 3 相談窓口設置市町村数   |          |
| 4 支援調整会議設置市町村数 |          |

## 5 困難な問題を抱える女性への支援事業【令和6年度新規事業】

### (1) 事業の目的・概要

- 困難な問題を抱える若年女性等は、自ら支援を求めようとせず潜在化しやすいため、早期に発見し、適切な支援につなげることで、様々な困難な問題を抱える女性の自立に向け支援する。
- 公的機関だけでなく、民間支援団体との協働による支援体制を構築する。
- 令和6年度は、事業を実施しながら困難な問題を抱える若年女性等の実情、背景、意向等を把握することで、より効果的な施策を検討していく。

### (2) 事業内容

独自の知見や経験、支援技術を持つ民間支援団体と協働して事業を実施することにより、県単独の実施では支援を届けにくい若年女性等に対し、確実に支援を届けることを目指す。

#### ○ アウトリーチ

繁華街等での夜間見回りを行い、若年女性等の抱える悩みや困難な状況等について聴き取りを行うことで個々の女性のニーズを把握する。聞き取りの際には、若年女性等の気持ちに寄り添い、信頼関係を築き、必要な支援につなげる。

#### ○ 相談及び面談

若年女性等の様々な悩みや直面する課題等に対応するため、電話やメール、SNS等による相談のほか、相談内容に応じて面談を行う。

#### ○ 居場所の提供

若年女性等が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話し、同様の境遇にある他の女性たちと交流ができる場を繁華街等に開設し、必要に応じて専門機関への相談につなげていく。

## 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

### （1） 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化

- ① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者、「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者に加えて、「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加  
◆ 接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大 [10条1項～4項]
- ② 接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長 [10条1項～4項]
- ③ 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時～午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加 [10条2項]
- ④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合について、当該子への電話等禁止命令を創設 [10条3項]
- ⑤ 退去等命令の期間について、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設 [10条の2]
- ⑥ 保護命令違反の厳罰化  
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金から2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に厳格化 [29条]

### （2） 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充

[2条の2・2条の3]

国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、

- （1）被害者の自立支援のための施策
- （2）国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力を必要的記載事項とする

### （3） 協議会の法定化

[5条の2～5条の4・新30条]

関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設

## 7 千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議

